

平成29年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会

1. 出席議員（10名）

1番	白	水	勝	己	2番	與	國	洋	
3番	松	尾	正	貴	4番	吉	永	直	子
5番	江	頭	大	助	6番	中	原	智	昭
7番	岩	渕		穰	8番	若	杉		優
9番	壽	福	正	勝	10番	野	口	明	美

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（10名）

企業長	武	末	茂	喜	副企業長	井	上	澄	和
参与	八	尋	博	基	参与	後	藤	俊	介
局長	櫻	井	隆	司	総務課長	山	崎		巖
浄水課長	重	松	岩	敏	施設課長	平	山	幸	生
料金課長	山	川	誠	治	水源対策課長	安	藤	敏	洋

4. 出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	飛	永	勝	次	書記	糸	山	明	宏
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

5. 議事日程第1号

日程第1 仮議席の指定
日程第2 議長の選挙
日程第3 議席の指定
日程第4 会議録署名議員の指名
日程第5 会期の決定
日程第6 副議長の選挙
日程第7 議会運営委員会委員の選任
日程第8 議会運営委員会正副委員長の互選結果報告
日程第9 水資源対策特別委員会委員の選任
日程第10 水資源対策特別委員会委員長の互選結果報告
日程第11 議案第6号から議案第9号の上程、提案理由の説明
日程第12 議案第6号から議案第9号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第6号 春日那珂川水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

議案第7号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 平成29年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

開会 14時00分

○中原副議長 皆様こんにちは。

私、本企業団議会の副議長を務めさせていただいております中原でございます。

さきの那珂川町議会の改選によりまして現在議長が空席となっておりますので、地方自治法第106条の規定により副議長の私が議長の職務を代行いたします。

まず、平成28年度定期監査結果について、春日那珂川水道企業団監査規定第6条の規定により監査委員から監査結果報告書が提出されておりますので、机上に配付させていただいております。議員の皆様方には御確認をお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして初対面の方もおられるようですので、皆さんの自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、議員紹介からお願いいたします。

現在は仮議席ですが、1番白水勝己議員から順次お願いいたします。

〔自己紹介〕

○中原副議長 続きまして、企業団執行部の紹介を受けたいと思います。

まずは、武末企業長から順次お願いいたします。

〔自己紹介〕

○中原副議長 ありがとうございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程第1号により議事を進めてまいります。

日程第1、仮議席の指定を議題といたします。

那珂川町選出の議員さんが新たに選出されましたことにより仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま御着席のとおり指定したいと存じますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原副議長 それでは、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

指名推選との意見が出ておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原副議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名者を議員の皆様方の中から副議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原副議長 御異議なしと認めます。よって、指名者を副議長において指名することに決しました。

指名者は、10番野口議員にお願いいたします。

○野口議員 議長に中原智昭議員を指名いたします。

○中原副議長 ただいま10番野口議員が指名されました6番、私、中原を議長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原副議長 御異議なしと認めます。よって、ただいまの指名によりまして、6番、私、中原が議長に当選いたしました。

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙により議長の重職につくことになりました春日市選出の中原智昭でございます。身に余る光栄でありますと同時に議長という職責の重大さを痛感いたし、決意を新たにいたしているところでございます。皆様方の御指導、御鞭撻を賜り、春日那珂川水道企業団の事業の発展に努めてまいる所存でございます。

また、一昨年に発覚しました違法取水問題に伴う恒久水源の確保につきましては、春日市民並びに那珂川町民が安心して飲んでいただける水を一日も早く確保するために、執行部とともに力を合わせ努力を重ねてまいる所存でございます。皆様方には、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが議長の就任の御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第3、議席の指定を議題といたします。

議席は、ただいま御着席のとおり指定したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 それでは、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

2番與國洋議員、3番松尾正貴議員を指名いたします。

日程第5、会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 御異議なしと認めます。よって、今次臨時会の会期を本日1日限りと決定いたしました。

先ほどの議長選挙によりまして副議長が空席となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、日程を順次変更して直ちに議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 御異議なしと認めます。

それでは、副議長の選挙を日程に追加し、日程第6として議題にすることに決しました。

これにより以下の日程を繰り下げます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 14時10分

再開 14時11分

○中原議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

指名推選との御意見が出ておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名者を議員の皆様の中から議長において指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 御異議なしと認めます。よって、指名者を議長において指名することに決しました。

た。

指名者は、9番壽福議員にお願いいたします。

○壽福議員 副議長に江頭大助氏を指名いたします。

○中原議長 ただいま9番壽福議員から指名されました江頭大助議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました5番江頭大助議員が副議長に当選されました。

それでは、江頭副議長に御挨拶をお願いいたしたいと思います。

○江頭副議長 ただいま皆様方の御推挙によりまして副議長の大任を仰せつかりました那珂川町選出の江頭大助でございます。議長を支えながら住民生活に不可欠であります水を安定的に供給していくため最善を尽くしてまいり所存でございます。皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中原議長 日程第7、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

那珂川町議会改選によりまして欠員となっております2名の議会運営委員会委員に3番松尾正貴議員、4番吉永直子議員を指名したいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、3番松尾正貴議員、4番吉永直子議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これにより、議会運営委員会は引き続き委員である春日市選出議員1番白水勝己議員、2番與國洋議員、及び那珂川町選出議員3番松尾正貴議員、4番吉永直子議員の4名に決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 14時15分

再開 14時27分

○中原議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8、議会運営委員会正副委員長互選結果の報告を議題といたします。

御報告いたします。

議会運営委員会委員長に2番與國洋議員、副委員長に3番松尾正貴議員が選出されました。

日程第9、水資源対策特別委員会委員の選任を議題といたします。

水資源対策特別委員会の委員については、ただいまから事務局より指名一覧表をお配りいたします。

ただいまお配りいたしました水資源対策特別委員会指名一覧表のとおり指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 御異議なしと認めます。よって、水資源対策特別委員会の委員は、お手元の一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 14時29分

再開 14時35分

○中原議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10、水資源対策特別委員会委員長の互選結果の報告を議題といたします。

御報告いたします。

水資源対策特別委員会委員長に8番若杉優議員が選出されました。また、副委員長には10番野口議員が前回に引き続き行います。

日程第11、今次臨時会に提出されております議案第6号から議案第9号を一括議題といたします。

早速提案理由の説明を求めます。

武末企業長。

○武末企業長 本日、ここに平成29年第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変御多用のところ御出席いただきまことにありがとうございます。

さて、提出いたしております議案は、議案第6号から議案第9号までの4件でございます。

議案第6号は、春日那珂川水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別な事情を定めるため、所要の改正をするものでございます。

議案第7号は、春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、育児休業法改正に伴い、育児休業等を行うことができる要件等に関し所要の改正をするものでございます。

議案第8号は、春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてでございます。これは、持ち家に係る住居手当について国及び構成団体に準じ廃止するに当たり、所要の改正をするものでございます。

議案第9号は、平成29年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）でございます。収益的収入において、河川改修に伴う安徳取水場用地売却により2,005万8,000円の増額補正、また収益的支出において浄水場運転管理・料金関係等業務委託料の入札に伴う減、安徳取水場跡地売却に伴う資産減耗費や特別損失の増等により2,026万7,000円の減額補正をするものでございます。収益的収支の結果、税抜後の平成29年度の税抜後純利益は3,706万円増額し2億2,810万円の赤字を見込んでおります。

また、資本的収入において、安徳取水場用地売却により690万1,000円の増額補正、資本的支出において五ヶ山ダム建設事業に伴う登記費用等により44万1,000円の増額補正を行うものでございます。その結果、資本的収支の不足額は21億8,285万5,000円となり、消費税資本的収支調節額1億4,986万3,000円、建設改良積立金2億円、過年度損益勘定留保資金18億3,299万2,000円で補填いたします。

上程いたしました議案は、いずれも水道事業運営上、極めて重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては担当課長から補足説明をさせますので、よろしくようお願い申し上げます。

○中原議長 企業長による提案理由の説明は終わりました。

次に、補足説明を求めます。

山崎総務課長。

○山崎総務課長 それでは、補足説明をいたします。

本議案の議案書の議案第6号、議案第7号、議案第8号は条例改正に伴うもの、議案第9号は補正予算によるものでございます。

それでは、議案第6号、これにつきましては新旧対照表をつけております。赤いインデックス、議案第6号関連資料をごらんください。

赤いインデックスの一番上でございます。横書きになっておりまして、新と旧が書いてございます。これは、配偶者が外国において勤務をする場合に職員が同行をして休業をすることができるという法律でございまして、この法律は3年間休業が認められております。もともとの法律の中で、延長はすることができるということでありましたが、延長後に何らかの理由で再度延長をしなければならない、そのようなことがこの法律の改正で認められておりますので、これに基づいて改正をするものでございます。

次に、議案第7号です。赤いインデックス、議案第7号関連資料がございます。ここも新旧対照表があります。育児休業ができる範囲の見直し、あるいは育児休業をすることができない職員の範囲、それと介護を伴う休業等を、地方公務員の育児休業に関する法律が改正をされましたので、これに基づきまして当企業団の条例を改正するものでございます。あとは文言の整理でございます。

それから次に、議案第8号でございます。その次に、赤いインデックスの8号がございます。関連資料がございます。春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、現在、旧のところではいきますと借家等に住んでいる職員、それと持ち家を持っている、所有に係る住宅、この所有に係る住宅に対しましても住居手当が一定額出ておりました。これも国または構成団体の状況に鑑みまして、当企業団もこれに準ずることといたしまして、所有に係る住宅の住居手当を廃止するという制度のものでございます。

以上が議案の条例改正案3本の説明でございました。

次に、赤いインデックスで申し上げます。赤いインデックスがついております一番下をごらんください。

平成29年度補正予算説明資料というものがございます。これを1枚めくっていただきますと、A3横の折り込みの表が出てまいります。この表が補正予算の概要でございますが、この表の見方を申し上げます。

大きい線で枠取りをしておりまして、上半分、下半分、それと右半分、左半分に分かれております。上側の2つは収益的収入及び支出でございます。左側が収入、右側が支出です。そして、その下側、太い線の下が資本的収入及び支出でございます。申し上げます。

水道事業収益は、補正予算を2,005万8,000円補正をいたします。合計で31億3,190万8,000円となります。この2,005万8,000円の内訳でございますが、一番下のほうに下がっていただいてその他営業収益というものがございます。1,530万6,000円に2,005万8,000円を補正いたしまして3,536万4,000円となります。これは、当企業団が所有しております安徳取水場の用地が県の河川改修及び国道385号線の改修によりまして、ここを県が買収することになりましたのでこの補償費が入ってくるようになりました。これが収入でございます。

次に、支出に参ります。

支出の水道事業費用、一番上の行ですが、補正予算を2,026万7,000円減額補正いたしまして合計の32億1,294万円ということになります。この内訳でございますが、1行下に営業費用、その下にその内訳が書いてございます。原水及び浄水費で1,826万9,000円の減、

それから配水及び給水費で171万2,000円の減、業務費において1,951万6,000円の減、総係費において462万5,000円の減、これらはいずれも入札の減によるものでございます。

それから、ゼロが4つ並びますが、その下でございます。資産減耗費1,737万8,000円を補正増としております。これは、先ほど申し上げました安徳取水場の減価償却が終わっていない部分、未償却残高と申しますが、これの分を費用として見ます。1,737万8,000円増いたしまして、資産減耗費の合計額は4億9,490万6,000円ということになります。

それから、下に下がってもらいまして、特別損失でございます。647万7,000円を補正しております。これは、安徳取水場の土地を売却いたしますが、購入価格よりも売却価格のほうが安いということになりますので、これは損金としまして固定資産売却損というところで647万7,000円を補正増するものでございます。これによりまして、収支の差し引きのところで4,032万5,000円の補正を増します。そして、合計額では8,103万2,000円の減額ということになります。

枠外でございます。収益的収支の計算を書いております。収益的収入31億3,190万8,000円、収益的支出32億1,294万円、収支の差し引きがマイナスで8,103万2,000円ということになります。これは、税抜後でいきますと2億2,810万円のマイナス、赤字ということになります。

次に、資本的収入及び支出でございます。

下のほう、太い線の下です。資本的収入は690万1,000円を補正増いたします。結果、38億1,149万円となります。これは、下に下がっていただきまして、固定資産売却代金、これが安徳取水場の土地を県に売るものでございます。これが690万1,000円となります。

それから、右側半分です。資本的支出です。44万1,000円の増額補正です。これによりまして、資本的支出は25億6,400万4,000円ということになります。これは、五ヶ山ダムの建設事業費のうちの登記の手数料等が発生したことによるものでございます。合計額は2,619万1,000円ということになります。

そして、枠外に行きます。

資本的収支というところがあります。資本的収入額が3億8,114万9,000円に対しまして、資本的支出額25億6,400万4,000円、これを収入から支出を引きますと21億8,285万5,000円が不足いたします。この21億8,200万円余につきましては、その枠外の一歩下でございますが、補填財源としまして消費税資本的収支調整額1億4,986万3,000円、建設改良積立金2億円、過年度留保資金等18億3,299万2,000円で21億8,285万5,000円を補填するということになります。

以上でございます。

○中原議長 これにて提案理由の説明及び補足説明は終わりました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 14時51分

再開 15時35分

○中原議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12、これより質疑に入ります。

議案第6号から議案第9号を一括議題とします。

質疑の通告はあっておりませんが、この場においてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 質疑なしと認めます。

これで議案第6号から議案第9号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号から議案第9号を一括議題といたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中原議長 討論なしと認めます。

これで議案第6号から議案第9号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号春日那珂川水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 賛成多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号平成29年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中原議長 ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で今次臨時会の日程は全て終了いたしました。

これにて平成29年度第2回春日那珂川水道企業団議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 15時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年4月26日

春日那珂川水道企業団議会議長 中 原 智 昭

2 番 與 國 洋

3 番 松 尾 正 貴